

令和 7 年度第 1 回大府市行財政改革委員会要点記録

日時：令和 7 年 10 月 7 日（火）

午後 2 時～午後 3 時

場所：202・203 会議室

委員

委員長 三浦 哲司
副委員長 坂口 美穂
委員 相羽 勇宜
委員 束村 博子
委員 古市 晃久
委員 丸山 冬芽

大府市

市長 岡村 秀人
副市長 新美 光良
副市長 山口 智絵子
企画政策部長 長江 敏文
財務政策課長 平野 陽介
財務政策課 副主幹 安藤 隆祐
財務政策課 財政係長 板倉 良宏
高齢障がい支援課長 小島 紳也
高齢障がい支援課 障がい福祉係長 阪野 圭亮
水道経営課長 遠藤 崇広
水道経営課 水道業務料金係長 小林 孝行
水道工務担当課長 久米 大介
(事務局)
企画広報戦略課長 鈴木 康幸

企画広報戦略課 企画政策係長 小島 悠幹

企画広報戦略課 企画政策係主任 中村 大樹

企画広報戦略課 企画政策係主任 志村 大輝

1 市長あいさつ

2 委員長あいさつ

3 議題

(1) 事務事業の外部評価

① 特定疾病り患者扶助料の対象疾病拡大について（高齢障がい支援課）
(委員)

対象疾病拡大に伴い、支給金額が約 2,200 万円以上増額する見込みだが、財源はどのように賄うのか。また、事業のフルコストが約 2 億 7,000 千万円に対して、増額見込が約 2,200 千万円というのは、割合的には少ない理由は。

対象拡大に併せて増える人件費には、どのように対応していくのか。
(高齢障がい支援課)

財源については、市税などの一般財源で対応していきたいと考えている。また、事業のフルコストに対する対象疾病拡大の増額分の割合が少ない理由は、扶助料等支給事業のほとんどが心身障がい者扶助料に対する金額のためである。財政に対する一定の影響は生じるが、難病患者の方の生活支援の必要性や公平性を考慮し、実施していきたいと考えている。また、支給に係る人件費などの間接経費は、大きく増加する見込みではないと考えている。

(委員)

なぜ、これまで大府市は対象疾病を 65 疾病に限定していたのか。
(高齢障がい支援課)

本市の制度は、当初、愛知県の特定疾患医療給付事業の対象疾患と同じ疾

患を対象としていた。しかし一方で、国は平成 27 年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」を制定し、その後、難病の指定数を年々拡大してきた経緯がある。本市としては、財源等の状況も鑑みて、拡大してこなかった。

(委員)

現行の本市の制度が愛知県の特定医療費助成制度の対象のうち、65 疾病に限定しているとのことだが、今後、規程上「348 疾病に拡大する」のではなく「国の指定難病に準じる」とすれば自動的に更新されていくのではないか。

また、支給には申請が必要とあるが、例えばマイナンバーカードと連携し、全ての受給資格のある者に自動的に支給することはできないのか。

(高齢障がい支援課)

申請主義を原則とし、通知は行うが、申請に基づいて認定する手続きをとっている。

(委員)

今後、対象患者が大府市に移住することが増える可能性もあり、ヘルパーステーションなどの人員不足などが課題となるため、そういった事業所に対する支援についても検討が必要と考える。また、国が指定難病を 348 疾病以上に拡大する場合、本市の制度も合わせる予定か。

(高齢障がい支援課)

本市の制度も国の指定難病に合わせる予定である。また、医療・福祉・介護業界では人手不足が深刻な課題であるため、人材確保についても併せて取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

受給するには申請が必要とのことだが、現時点で申請が必要であることの周知や広報に課題はないか。また今後、周知について新たな取組は検討しているか。

(高齢障がい支援課)

現行の本市の制度では、愛知県の特定疾患医療給付事業の受給者のうち、65 疾病に限定しているため、全員への個別通知ができなかった。今後、対象

疾病を全疾病に拡大した場合は、全員へ個別通知をすることが可能となり、啓発を強化することができると考えている。

(委員長)

委員会としては、制度の拡充の方向性について異論はないものの、財源の確保は留意すべき課題であるため、適切な対応をお願いしたい。

また、今後、国における指定難病の対象が拡大された場合には、本市としても対応が求められることから、引き続き国の動向を注視していただきたい。

さらに、申請手続の周知や広報にあたっては、対象者が難病を抱えていることを踏まえ、伴走支援や個別対応の必要性についても検討していただきたい。

② 持続可能な水道経営について（水道経営課）

(委員)

料金改定はやむを得ないものと考える。また、工業用に比べ、一般家庭向けの 13mm・20mm 口径の値上げ幅が小さく、十分に考慮されていると感じる。

しかし、事業者にどのように理解を得るかが重要である。特に、経営が厳しい中で事業を継続している事業者もいることから、一般会計からの税収による補填についても検討が必要であると考える。

(委員)

料金体系（案）において、浴場営業用が据え置きとなっているが、その理由は何か。

(水道経営課)

浴場営業用については、現時点で該当する施設がないことから、料金改定の必要がなく、据え置きとしている。

(委員)

「水の安定供給に満足している」市民の割合が思ったより低い印象である。アンケートは市民のみを対象としたものか、それとも法人も含まれているのか。

(水道経営課)

この割合は、市民意識調査の結果に基づくものである。水道の安定供給については、令和 2 年度、 4 年度、 6 年度に実施した意識調査の結果、いずれも市民満足度は 1 位である。今後も引き続き高い満足度を維持できるよう、料金改定を含め、施設の安全性の確保や「おおぶの水」の PR 活動を進めていく考えである。市民意識調査の対象は、一般市民の方々のみを対象に実施している。

(委員)

令和 7 年度に経常収支比率および料金回収率が急激に低下する要因と、令和 16 年度（2034 年）から令和 17 年度（2035 年）にかけて若干上昇する要因は何であるか。

(水道経営課)

令和 7 年度については、長草配水場の配水棟の外壁改修工事を予定しており、それに伴い一時的に支出が増加するため、経常収支比率および料金回収率が低下する見込みである。

(水道工務課)

令和 16 年度（2034 年）から令和 17 年度（2035 年）にかけての上昇については、シミュレーションの結果、共和配水場及び長草配水場の更新工事が完了することによる反動の上昇と考えている。

(委員)

令和 8 年度の料金改定以後は、企業債の活用や一般会計からの繰入、国庫補助金の活用により財源を確保することであるが、基本的に料金改定は行わないという解釈でよいか。

(水道経営課)

今回、10 年間の収支計画を立てる中で必要な料金改定率については、経営検討委員会でも議論が進められており、今後 10 年間は少なくとも健全な経営を維持できる改定率として 6 % を設定している。そのため、今後、新たな料金改定の予定は現時点では考えていない。

(委員)

今後は企業債の活用や一般会計からの繰入、国庫補助金を活用するとのことであるが、現在はこれらを活用していないのか。

(水道経営課)

企業債については、水道事業会計では平成 21 年度から借入を行っていない。しかし、今後 10 年間の収支を見通す中で、企業債を借りざるを得ない状況となり、料金改定も含め、収支計画に基づき約 17 億円の借入を予定している。

また、一般会計からの繰入については、管路の耐震化を進めるにあたり、基準内の繰入金が制度上担保されるため、収支計画に見込んで計画を立てている。

国庫補助金については、施設の整備等に関して年度ごとに金額のばらつきがあるものの、確実に確保し、収支計画を立てている。

(委員長)

委員会としては、料金改定について大きな異論はない。各委員からの意見については、反映可能なものは反映するよう、引き続き各種調整をお願いする。

③ 新たな健康プログラムについて（健康未来政策課）

(委員)

インセンティブがないと中々参加者は増えないとと思うが、一方で、企業側にもメリットがないと成り立たない。企業側のメリットとしては、個人の行動データを取得できることが挙げられるが、その際の個人情報保護については、十分に配慮して欲しい。

(委員)

最初の 2 ~ 3 年間は参加していたが、とても良い取り組みであった。健康プログラムのインセンティブは「健康になること」であり、ポイントなど金銭的なインセンティブについては否定的な立場である。大府市は、健康を樂

しむことができるまちであってほしい。

(健康未来政策課)

まさに、健康プログラムは平成 29 年度から開始し、「健康になること」をインセンティブとしている。しかし、市民により広く利用されるためにはどうすればよいかを検討した結果、近年一般に広く利用されているインセンティブ事業についても検討すべき時期に来ているのではないかと考え、今回提案するに至った。

(委員)

大府市では、夜ウォーキングをしている人を多く見かける。インセンティブ事業の持続可能性を考えると、市民の啓蒙に注力し、参加率を少しづつ上昇させることが重要ではないかと考える。

(委員)

市内で開催されるイベントと連携し、バスなどの公共交通機関を利用せず徒歩で参加できるような仕掛けによって、市民の健康意識の向上につながる取り組みを検討して欲しい。

(委員長)

現在のターゲット層は「運動無関心層」、特に多忙な働く世代とされているが、今後も同様の層を対象とするのか、それともさらに絞り込んだターゲット層を設定する予定なのか。

(健康未来政策課)

令和 6 年度の実績では、事業所からの参加者が全体の 97% を占めていたことから、個人の無関心層をターゲット層として、参加率を上げていきたいと考えている。

(委員長)

無関心層の方に参加してもらうためには、イベントなどとの連携など、一工夫が必要である。

(委員長)

委員会としては、取り組み自体には賛同するが、いくつかの課題があると

考える。企業との連携においては個人情報の取り扱いへの配慮が必要であり、また、金銭的インセンティブ以外の動機付けも求められる。加えて、周知の面ではイベントとの連携や、ターゲット層に参加を促す仕掛けの検討が望まれる。

4 その他

(事務局)

次回は 10 月 20 日（月）午後 2 時から第 2 回を開催させていただきます。

終了